

「次世代育成支援対策推進法」は、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、2015年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、2005年から施行されています。

この法律において、企業は、従業員の仕事と子育てに関する「**一般事業主行動計画**」を策定することとなっており、常時雇用する労働者数301人以上の企業は、この一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされています。

さらに、次世代育成支援対策支援法の改正により、従業員301人以上の企業については、平成21年4月1日以降に、新たに策定又は変更した行動計画について、当該計画を公表し、従業員へ周知することが新たに義務となりました。

そこで、当法人においても従業員の仕事と家庭の両立を図るための雇用環境や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備の取り組みを行うため別紙のとおり行動計画を定め実施することになりました。

平成22年10月1日

社会福祉法人名張育成会  
理事長 上村友則

# 行 動 計 画

社会福祉法人名張育成会  
理事長 上村友則

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 22 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 2 年 6 カ月間

2 内容

## 目 標 1

所定外労働を削減するため、ノー残業デイを設定し実施する。

<対策>

平成 22 年 11 月 ノー残業デイの実施。

(毎月) イン트라ネットによるノー残業デイ実施を全職員への周知する。

(毎月) 管理職へ各事業所毎に所定外労働時間をフィードバックする。

## 目 標 2

短時間正規職員制度の導入。

<対策>

平成 23 年 1 月 短時間正規職員制度の導入に向けた規則の整備。

平成 23 年 3 月 短時間正規職員制度案内をイン트라ネットへ掲載し周知を図る。

## 目 標 3

男性の育児介護休業取得の推進。

<対策>

平成 23 年 9 月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施。

## 目 標 4

平成 23 年度から小学生未満の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

平成 23 年 1 月 短時間勤務制度の導入に向けた規則の整備。

平成 23 年 3 月 短時間勤務制度案内をイン트라ネットへ掲載し周知を図る。